

「令和3年度 総合評価落札方式の評価基準の見直しについて（工事）」の『主な質問と回答』

■主な質問と回答

1. 賃上げを実施する企業に対する加点措置について（令和4年3月3日追加）

（質問）. 令和4年1月17日付で一部見直しのあった「賃上げ実施企業の評価」の対象となる「従業員への賃金引上げ計画の表明書」については、最初の入札で表明した日付のものを、次回（本庁、他事務所含む）も提出するものと考えてよろしいでしょうか。それとも公告毎に日付を更新して作成提出する必要があるかご回答願います。

（回答）. 事業者が従業員に賃上げの実施を表明していれば、公告毎に日付を更新して作成いただく必要はございません。また、表明書の写しによるものでも支障はございません。